

Business Certificate news

No. TCCI-0055

Date : 2015 年 1 月 15 日

申請者 各位

外国産タラバガニ、ズワイガニの輸出に関する 原産地証明書の典拠資料の変更について

日頃より東京商工会議所の各種貿易証明をご利用いただき、誠にありがとうございます。
さて、極東海域におけるカニ密漁・密輸出問題に関連し、当センターでは [2012 年 11 月 19 日付 Business Certificate News](#) でお知らせのとおり外国産タラバガニ、ズワイガニの原産地証明について典拠資料を制限する対応をとってまいりました。

この度、2014 年 12 月 10 日に「北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定」(水産物の密漁・密輸出対策に関する日露協定) が発効したことを受け、原産地証明の申請にあたる典拠資料を下記のとおり変更させていただきますので、宜しくお願い申し上げます。

記

1. 対象となる貨物
外国産タラバガニ、ズワイガニ
2. 原産地証明の申請にあたっての変更点

仕向国	従前の対応		今後の対応	
	証明書の発給	備考	証明書の発給	備考
韓国	× 不可	水産庁が発給	× 不可	水産庁が発給
韓国以外	○ 可	典拠資料は下記のみ可 ①日本への輸入時に、仕出し国の公的機関が発行した原産地証明書 (フォト・コピー可)	○ 可	典拠資料は下記のいずれかで可 ①日本への輸入時に、仕出し国の公的機関が発行した原産地証明書 (フォト・コピー可) ②日本への輸入時 (2014 年 12 月 10 日以降) における輸入許可通知書 (フォト・コピー可)

3. 期間

2015年1月15日（木）申請分以降、当面の間

4. その他

インボイス証明、サイン証明には原則、典拠資料は必要ございません。

5. 参考情報

- ① 水産物の密漁・密輸出対策に関する日露協定の発効のための書簡の交換（外務省HP）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001436.html
- ② カニの密漁・密輸防止のための輸出入手続きに関する情報（水産庁HP）
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/import/kani.html>
- ③ 韓国向けタラバガニ、ズワイガニ等の輸出に関する手続について（水産庁HP）
http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/export/kani_certificate.html

以 上

【本件担当】 東京商工会議所 証明センター（山崎、高橋）